

実務対応報告公開草案第 52 号に対するコメント

掲題の件につきまして、以下の通りコメント申し上げます。

質問 1 について

第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引であるため、報酬性がないと考えておりますので、この提案に同意できません。

理由は以下の通りです。

本質問 1 に「報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）」とありますが、特に、第 17 項 (1) には『「払い込む」という特徴を除けば、無償ストック・オプションと類似している』としており、理解できません。

同時に、第三者評価機関の算定した公正価値として金銭の払込みがあるため、公益社団法人日本監査役協会が平成 29 年 5 月 20 日に公表した「監査役監査実施要領」には、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあります。

また、付与対象者の個人の税務についても、公正価値として金銭の払い込みがあるため、権利行使時に給与等課税事由が生じないとされています。

両者ともに、有償の最大の特徴となる公正価値として金銭の払込みがあるためとしております。

しかしながら、本公開草案では、報酬としての性格を持つと考えられるとした理由の当初に、有償発行の最大の特徴を除いてしまっております。

これは、有償発行そのものの全面否定であり、監査役協会や税務当局が「有償」についてその大前提として考えている特徴を、本公開草案ではあまりにも安易に取り除いてしまっていると考えます。

これでは、経営者に公正価値で種類株を発行した場合でも、金銭の払い込むという特徴を除くと株式報酬であると言われかねず、非合理的な前提であると考えます。

質問 5

・本公開草案における勤務条件の取扱いは、IFRS との GAAP 差を広げることとなると考えます。IFRS 適用を検討している企業にとっての悪影響が懸念されますが、それをどのように考えるのかお示してください。

・また、GAAP 差を無為に広げることについての合理的な説明をご提示ください。

中井 陽子